

「暹羅協会」創設当時の日本とタイの交流状況¹

—タイ側から見た日本—

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科
教授 村嶋 英治

はじめに

暹羅協会は1927(昭和2)年12月20日に近衛文麿公爵を創立委員長として創立総会を開催した。同総会では、大倉喜七郎男爵が経過報告を行った後、会則案を審議決定し、続いて近衛が会長に推薦され、更に近衛会長が9名の理事、1名の監事(藤山雷太²)を委嘱し、理事互選により大倉喜七郎男爵が理事長に選任された。評議員に関しては、12月23日の最初の理事会で、委嘱する者を決定した。12月24日に近衛会長は秩父宮殿下を総裁に奉戴したい旨願い出、1928(昭和3)年1月10日付で承諾の回答を得た。これを受けて、1月16日の暹羅協会評議員会議事では、一、総裁宮殿下奉戴式挙行の件、二、名誉会員推薦の件、三、名誉総裁奉戴の件、四、暹羅側に日本協会設立交渉の件が議された。

1月20日には近衛会長がプラーヤ・チャムノンディカーン(Phya Chamnong Dithakar, 1874-1929)暹羅公使を訪問し、暹羅協会を創立したことを告げ、暹羅公使に名誉会長就任を要請し、快諾を得た。なお、皇位継承権第一位の秩父宮を総裁に奉

¹ 近時、(公益財団法人)日本タイ協会の図書室に、戦前の(財)日本タイ協会の『会報』閲覧のため来訪される研究者が増加し、『会報』コピーの際の汚損や、部分的な紛失の恐れが出たため、協会では、研究者の便宜を考え『会報』全文と総目次をデジタル化して、全国の関係図書館に配布することにした。併せて、インターネットでの閲覧を可能とすべく計画中である。

そして、『会報』をより有効に利用するためには、各号の内容の解説解題が不可欠である。そのため、協会関係者及び本稿執筆の早稲田大学大学院村嶋教授、東京経済大学の南原教授等により、今回デジタル版『会報』の総集成に対し、各号内容の解題を作成することにし、同時に(財)日本タイ協会の前身たる「暹羅協会」の設立の経緯や協会の活動内容等の解説を付して一貫性をもたせ、『戦前の(財)日本タイ協会『会報』集成解題』出版することとした。今秋、早稲田大学アジア太平洋研究センター・研究資料シリーズとして、刊行の運びとなった。

本稿はその中、前身たる「暹羅協会」の日本側の設立の経緯を踏まえ、昭和2(1927)年頃からタイの立憲革命期(1932年)までの、日本とタイの交流状況につき、タイ側から見た日本、について書かれた第3章を、村嶋教授のご許可頂き、転載したものである。

² 藤山雷太(1863-1938、訪暹当時貴族院勅選議員、前東京商業会議所会頭)は、息子の愛一郎を伴って1925(大正14)年9月暹羅を訪問しており、暹羅協会創立に、準備段階から関わった。なお、藤山の在暹時、森田臨時代理公使は、トライトット外相に「藤山の来訪目的は暹羅と間の貿易振興、日暹間の貿易を中間者によらず直接のものにすること、例えばコメを暹羅から日本に直航運搬することである。それ故、藤山に王冠二等勲章を出して欲しい」と依頼したが、病床にあった六世王は藤山に暹羅に何に貢献もしていないという理由で勲章を与えなかった(タイ国立公文書館(以下NAT) Ko.To.67/60)。しかし、同じ頃同王は暹羅に何の貢献もしていないフランス人には、勲章を与えており、六世王の日本軽視の姿勢が読み取れる。

戴したこと(1月31日に、帝国ホテルで総裁宮殿下の奉戴式を挙行)も告げたが、タイ側の名誉総裁の奉戴の件については話題にしなかった。協会は当初より、タイ側の名誉総裁奉戴並に日本協会設立に関しては林駐暹羅公使を通じて行うことにしていた³。

1927(昭和2)年10月21日に開催された暹羅協会(当時の資料は日暹協会と表記)設立第一回打合せ資料には、「暹羅国に於ける同種の団体と連絡を図る」こととあり、また、暹羅協会会則第二章目的及事業として「第二条、本協会は日暹両国の親交及文化の発達を図るを以て目的とし暹羅国に於ける同種の団体と連絡を保ち左の事業を行ふ 一、暹羅国の調査、研究、紹介並に両国間に於ける左の事項の勧誘及斡旋をなす 甲、視察、観光、留学。乙、交通連絡の改善及貿易の増進。二、其の他理事会に於て必要と認めたる事項」と明記されている。

このように、日本の暹羅協会と、それに対応する暹羅側の日本協会とは、車の両輪の関係、互いに他を必要とする一対のものであると認識されており、当然両者を同時に成立させることを前提として日本の暹羅協会創立が進められた。

大倉男爵が訪暹した際に、暹羅側に日本協会を創立の可能性を打診したという記録は、見いだせない。しかし、彼は七世王やロップリー親王などの高位王族、或いは七世王の側近中の側近アモラタット親王らと親しい付き合いがあり、日本協会の設立については心配していなかったものと思われる。

大倉男爵とタイ王族との親交を、1924年12月11日付ルアン・ティローラッタキット(Luang Tiro)駐日臨時代理公使からトライトット外相宛公信は、

「ブラチャーティボック親王[後の七世王]は、1924(大正13)年11月-12月に私的訪日したが、日本側の応対に大満足した。特に、大倉喜七郎は多額の私財を投じて、ロップリー親王の二回の訪日、及び今回のブラチャーティボック親王の訪日を歓迎し、随行した」。

と報告している。なお、ブラチャーティボック親王が帰国後、大倉の貢献に対して王冠三等勲章の叙勲が検討された。アモラタット親王は、大倉は1924年10月に社長に就任したので、三等では低すぎる二等を出すべきであると意見書を出したが、六世王は三等しか出さなかった⁴。

大倉は訪暹時の模様を、暹羅協会創立総会において、創立経過報告の中で次のように述べている。即ち、有志の暹羅協会設立の要望を受けて1927(昭和2)年8月27日-9月4日の間、大倉が滞暹した際に、

³ 冒頭よりここまでの記述は、公益財団法人日本タイ協会保存資料による。

⁴ NAT Ko.To.3.21/22

「盤谷に到着いたしまするや先づ公使林久治郎閣下に右の次第をお話し申上げました処が閣下も是れは年来の宿志であって全く同意なる旨を述べられました。そこで大倉は暹羅皇帝陛下を始め奉り外務大臣ドライデス[Prince Traidos トライットブラバン]殿下、内務大臣ロブリ殿下、陸軍大臣ナコンソワン[ナコンサワン]殿下、侍従武官長アマラダット[Prince Amorodat アモラダット、Chief Aide-de-Camp General]殿下等重なる皇族の方々に拝謁いたしまして我国有志の切なる願望を言上いたしました処陛下並に皇族の於かせられましたも全然御同感であらせられる旨の御内意が御座りました⁶。

1927(昭和2)年11月26日付でチャムノン公使が日暹協会発起主唱者(18名)の英訳趣意書⁷(1927年9月)をトライトット外相に送ったが、同外相は12月22日付でチャムノン公使に、大倉男爵訪暹時の協会設立のための活動を次のように説明し、上記趣意書に大倉は関係しているかどうか調べるように訓令した。即ち、

「タイー日本協会(Siamo-Japanese Association)設立については、大倉男爵が8月に来暹した際に、私に打診して次のように語った。暹羅と日本の関係をより一層親密にするため、皇族及重要人物の庇護の下に日本にタイー日本協会を創立したい。同時にタイの高位王族数名を同協会のパトロンとして招きたい。この協会は政治とは一切関係なく、また日本には日英協会など同種の協会が存在する。このような協会創立は暹羅側に支障があるだろうか、と。私は国王に本件を奏上したところ、国王は賛成され、そのような考えにそって創立すべきだと仰せられた。それでその旨を大倉男爵に伝えた。大倉男爵は日本に帰国して協会を創立する前に、私に協会の計画を知らせると言ったが、未だ何の連絡もない。今回の発起趣意書は大倉男爵が関係したものでしょうか。プライベートに調査せよ⁸。

また、林公使自身も大倉の離暹直後の1927(昭和2)年9月6日付で、田中外相に宛てた「大倉男滞暹中日暹協会設立発議の件」と題した次の公信(機密公第76号)を発遣している。

過般大倉男当地訪問に際し同男より本使[林公使]に対し日暹協会を設立し度き希望なる処暹羅官辺側の同意を経置くべきかとの問合せ有之 本使は同協会設立は何等政府として関係すべきものにあらざるも暹羅側要人の賛同を得ることは大に必要にして特に将来当地にも

⁶ 引用資料中における筆者の注記は、この例のように[]を用いる。

⁸ 公益財団法人日本タイ協会保存資料

⁷ この趣意書は、日暹貿易会社の勝卓朗ら18名の日暹協会発起主唱者名で作成されている。大倉男爵には日暹協会の名誉会員に推薦するという文書が届けられた。この日暹協会について、大倉は自分とは無関係であると、1928年2月にチャムノン公使に説明している(NAT Ko.To.56/15)。尚、この発起主唱者18名は全く無名の人物である。

⁸ NAT Ko.To.56/15

支部又は別に同種の会を設立することあるべき際は当地にては殆ど総て官吏を会員とする他なきを以て予め諒解を得置く方可なる旨を答へ更に外務大臣トライドス親王に会見の節大倉男の日暹協会設立の希望を有するに就ては出来る丈け援助を与へられ度旨語れるに同親王は該趣旨には至極賛成なるを以て国王陛下にも上奏すべしと答へたり 大倉男よりは内務大臣ロブリ親王及侍従武官長アマラダット親王等に協議し同意を得たる由なるがロブリ親王は同親王邸の晩餐会の節特に本使及同男を別室に招き日暹協会設立に依り両国の親善を計られ度大倉男の斡旋を希望する旨語られたり 元来大倉男はケンブリッジ在学当時より暹羅皇族に知己を有し帰朝後も同国皇族の来朝毎に利害関係を離れて接遇に努めたる結果現国王陛下及多数皇族と特に懇親を結び今回訪暹中の接待の如き殆ど前例なく懇篤を極めたるものにて日暹の親善にも相当効果を与へたりと思せらる 従て同男及同志の人々に依り日暹協会設立せらるるに於ては更に両国親善に益する処少からざるべきを以て右実施の際は可然鼓舞相成る様御詮議ありたし⁹

本章では、日本の暹羅協会が、設立を当然の前提の如く考え、かつ半ばタイ側の諒解も得ていると考えていた、タイにおける日本協会の設立が、何故1935(昭和10)年11月4日の日暹協会(Japan-Siam Society)設立まで遅延したのか、タイ側の理由を、日タイ双方の資料を参照しながら明らかにしたい。

第1節 ナコンソワン親王の名誉総裁奉戴

1928(昭和3)年1月18日に、田中義一外務大臣は林駐暹羅公使宛てに暹羅協会近衛会長の次の依頼電報を発電した。

暹羅協会近衛会長より左[下記の意]の通

秩父宮殿下を総裁に戴ける暹羅協会は名誉総裁に暹羅ナコンソワン殿下を奉戴の儀全会一致決議し殿下の御許諾を切望せるに付右殿下へ請願方宜敷御取計ありたく又暹羅に於ける日本協会設立の件に付更らに閣下[林公使]の御尽力を煩わし度 同協会総裁にナコンソワン殿下 会長にロブリ殿下 理事長にアマラダット殿下を推戴することは当協会との連絡上最も好都合にして且将来両協会の発展上緊要なりと思はるるを以て是非右様実現せしめられたし

尚当方の事情詳細御報告傍御打合せの為飯塚[茂理事]及濱田[豊城常務理事]を貴地に遣はし閣下の御指示を受けしめ度く考ふ御意見如何¹⁰

⁹ 外務省記録I.1.10.0/2-14「本邦に於ける協会及文化団体関係雑件、暹羅協会関係」

¹⁰ 外務省記録I.1.10.0/2-14「本邦に於ける協会及文化団体関係雑件、暹羅協会関係」

「暹羅協会」創設当時の日本とタイの交流状況

これに対して、同年1月23日林公使は田中外相宛てに、近衛暹羅協会会長に伝言を依頼してきた。その内容は以下のように少々期待はずれのものであった。

近衛暹羅協会会長へ左の通

貴電敬承ナコンソワン親王を名誉総裁に奉戴の儀は目下御内意伺中なるが右名誉総裁の英語名はHonorary Presidentなりや或は当地にての慣用語たるPatronの方可なりや折返し御回電ありたし

尚当地に於ける日本協会設立に関し委細御申越の処右は出来得る丈小官に於て内面的に尽力すべきは勿論なるも表面飽く迄暹羅側の自発的行動に出でしめ度従て役員に関する御指命の如きは単に小官含み迄と御含置ありたし

タイ側では、1928年1月24日にナコンサワン親王（第一王位継承者、当時陸軍大臣）が国王秘書官長を通じて国王に次の伺いを出した。

「外相ライトット親王が連絡してきた所によると、日本公使は、日本の暹羅協会の名で私を同協会パトロン(Phu Upatham)として日本側のパトロンである秩父宮と対で招きたいという。この協会は、大倉男爵が来暹した際に、私に両国の親善のために創立したいと語ったものである。今回のパトロンとしての招きを、国王は受けてよいと考えられるかどうか、適当な機会に奏上して欲しい」。

翌1月25日国王は、

「実際見るところ、何らの支障もありそうにない。もしナコンソワン親王が反対でなければ、私は受諾してよいと思う。もし受諾しなければ、我々が友好を示さないことになるかも知れないから」

と答えた。

国王の受諾可の回答を得たナコンサワン親王は2月3日付でライトット外相にその旨を伝えた。同外相は2月4日付で林公使にパトロン受諾を伝えた¹¹。

林公使は2月9日付けの田中外相宛電報で、その旨を報告した。

第2節 タイ側に日本協会設立の要請

1928(昭和3)年2月13日秩父宮はナコンサワン親王に次の電報を發し、別に近衛会

¹¹ 以上の経緯は、NAT Ro.7 Ro.Lo 17/33 及び Ko.To.56/15 による。

長も林公使に感謝電報を發した。

昭和3年2月13日

秩父宮雅仁親王発

盤谷 ナコンソワン親王殿下宛

殿下今般暹羅協会名誉総裁を御承諾あらせられ両国のため誠に欣幸に堪へざる所なり 予は此機会に於て殿下に深甚の謝意と敬意とを表し上ぐると同時に 更に貴国に於ても此種の協会の速に設立せられ相互の親善を一層篤厚ならしめられんことを切望する次第なり

上述のナコンサワン親王宛電報は、郡司喜一臨時代理公使よりナコンサワン親王に伝えられた。これに答えて、ナコンサワン親王は3月1日に郡司臨代に次の電報文を渡した(發電は3月3日)。その中で、秩父宮が希望した暹羅における日本協会の設立に関し次のように答えた。

"Your reference to the establishment of such Society in Siam in the near future is a source of great pleasure to me and I shall look forward to the time when I might be able to render help and give full support to the Society which will, I am sure, cultivate and promote friendly relations between the peoples of Japan and Siam."¹²

3月9日付で、ナコンサワン親王は上記回答を含む一連の日本公使館とのやりとりを国王秘書長官に報告した。即日、報告を読んだ七世王は、

「了解。彼等がタイに協会を設立して欲しいと求めていることはやるべきだろう。しかし、どんな形で、どんな活動をするのか全く思いつかない。多分ナコンソワン親王は何か研究されているとは思うが」

と書き込んだ。このお言葉は、3月11日に国王秘書長官よりナコンサワン親王に報告された。これを読んだ同親王は直ちに次の文書を国王秘書長官に返した。

大倉男爵が協会設立の考えを会話の中で表明して以来、私は我国にも設立せよと強制されるのではないかと思いと気分が大変重かった。しかし、両国の友好と親善を作る意図を大倉は表明しているのであるから、断るにも断れない、友好には応じざるを得ない。

この種の協会の活動で知っているものとしては、第一次大戦前にドイツにあった日本協会があ

¹² NAT Ro.7 Ro.Lo 17/33

る。この協会は日本人とドイツ人から成っていた。現在ベルリンの総領事をしているアルベロス氏はその会員であったが、彼の話では月に一回か二回集まって会合するだけだったという。現在、もっと活発になったかどうかは知らない。依然、私の頭の中は真っ白である。日本公使に適当な時に日本の協会の会則を送ってもらい、どのように設立するかを研究するつもりだ。また、駐日公使館を通じて日本の協会がどのような活動をしているのかも調べるつもりだ。気が重いことは次の二点である。

第一点、 我国で協会を設立することは極めて困難である。会員を集めることは難しい。会費を払えそうな日本に行ったことがある人か高位の官僚に懇願して拝み倒すしかない。会費を払わせるとなると何人も集めることはできない。

第二点、 彼等が言う目的は両国民の友好だ。どこでもこのように言っている。しかし、タイについては、日本は政治的考慮を秘めているに違いない。それに我々は応じなければならなくなるだろう。やがて政治のことを知りたがるファラン(欧米人)の耳に入り、猜疑が生じるだろう。

このように考えても、口にするにはできない。できるのは言い訳の材料を探して引き延ばすことだ。しかし、もしそれほどのマイナスにはならないと見るなら、設立すべきだろう。そうでないと日本が失望するだろう。もしファランが疑ったら、そのケース毎に説明するしかない。一方、少し救われるのは、日本はあらゆる国で此の種の協会の設立を勧誘していることである。暹羅については今回が初めてだが、これを考えるとそれほど危険なものではないのかもしれない。¹³

3月11日にナコンサワンの見解を読んだ国王は、直ちに

「日本ではどのようにしているか、何をしているかを、まず調べねばならない。日本は金持ちが多いので設立も金集めも簡単である。もし、我々が設立しても、よくて儀式的なもので、ただ友好を示すだけのものになるだろう」¹⁴

とコメントした。

このようにナコンサワン親王は会費面及び欧米との外交関係の考慮から、日本協会設立に消極的であり、七世王は主に活動資金面から消極的であった。

1928(昭和3)年4月12日大倉暹羅協会理事長は、トライトット外相に暹羅協会の会則、会員名簿を送ると同時に、3月3日発電のナコンサワン親王の秩父宮宛電報で述べられた暹羅に於ける日本協会設立の件についても、次のように歓迎を表明し、ナコンサワンへの伝達を依頼した。

¹³ NAT Ro.7 Ro.Lo 17/33

¹⁴ NAT Ro.7 Ro.Lo 17/33

三月三日ナコンソワン殿下より秩父宮殿下へ送らせられたる電報に拝承仕候 貴国に於ける同種協会設立に関しては我国一般の汎く切望して止まざる処に有之 其実現は実に東洋に於ける貴我二君主国間皇室国家の親交に有形無形上偉大なる力を与ふるものに御座候へば特に此点に関して更に更に外務大臣殿下の御尽力を賜り度右暹羅協会一同に代り伏而奉願上候 又名誉総裁宮ナコンソワン殿下へ本協会設立に関する御報告は何卒外務大臣殿下より宜敷御執成賜はり度候 (“With regard to the project of forming a similar society in Siam, which was mentioned in the cablegram of March 3rd from His Royal Highness Prince Nagor Svarga[ナコンサワン親王] to His Imperial Highness Prince Chichibu, I may say that the people of Japan welcome it with universal and ardent enthusiasm. And in the name of the Siam Society I desire to beg specially for the generous support of Your Highness towards its realization, which would mean the creation of an immense power, material and otherwise, to cement the friendship between the two reigning houses as well as between the two countries yours and ours.

I also beg leave to rely on the good offices of Your Highness for the transmission to our Honorary Patron, H.R.H. the Prince of our most respectful compliments and this information concerning the establishment of our Society.)¹⁵”

しかし、トライトットが大倉の4月12日付文書をナコンサワン親王に伝えたのは、4ヶ月も過ぎた8月9日であった。これにナコンサワンがどう答えたか資料は見つからない。

第3節 日タイ両公使の交代

林久治郎公使は1926(昭和元)年2月13日に、プラチャーティポック王に信任状を捧呈した(『タイ官報』42巻3,522頁、1926年2月21日号)が、これは同王即位式直前のことであった。

1928(昭和3)年4月13日には、暹羅協会は異動のため帰国した林公使、矢田部保吉新公使、及び離任が決まっているチャムノン駐日公使の3名を招いて歓送迎会を行った。しかし、チャムノンは病気を理由に欠席し、代理としてLuang Tiroが出席した¹⁶。

チャムノンは1911(明治44)年3月15日に駐日公使として信任状を捧呈¹⁷して以来、丸17年間に亘って駐日公使を継続していた。1928(昭和3)年1月31日のトライトット外相電により、彼は、

¹⁵ 和文は公益財団法人日本タイ協会所蔵資料、英文はNAT Ko.To.56/15

¹⁶ NAT Ko.To.56/16

¹⁷ NAT Ko.To.9.3.1/10

「貴殿を4月に退任する駐ローマ公使[プレーヤー・サンバキットブリチャー]の後任として異動させることにした。駐日公使の後任として関税局長代行プレーヤー・スパンソムバット(Phya Subarn Sombati)を任じたいので、日本政府にアグレマンを求めよ」

と訓令を受け、2月20日に日本政府がアグレマンを出したことを報告した。4月27日にチャムノンは離任しLuang Tiroが臨時代理公使を務めた¹⁸。

チャムノンが暹羅協会の歓送会を病欠した理由としては、翌1929(昭和4)年7月12日に駐ローマ公使在職中54歳で病死していることから、本当に体調がよくなかったか、若くは大倉男爵が訪暹時にチャムノン公使は在任が長すぎて仕事ぶりに積極性を欠いているので、公使を替えて欲しいとタイ側に申し入れたこと¹⁹を知っていたことが考えられる。

1928(昭和3)年8月7日に矢田部保吉新公使は、プラチャーティポック王に信任状を捧呈した(『タイ官報』45巻1,417頁、1928年8月12日号)。トライトットが4ヶ月も放置した大倉の信書を、ナコンサワン親王に伝えたのは、矢田部新公使が着任したからかも知れない。

1928(昭和3)年7月30日付公信でプレーヤー・スパンソムバット駐日公使は外相に、

「大倉男爵と会った時、男爵は秩父宮のご婚礼にナコンソワン親王から贈り物があるといいと語った。私が、贈り物は会ったことがある人の間だけでやるのが仕来りではないかと言うと、男爵は暹羅協会創立時に秩父宮からナコンソワン親王に電報を送ったことがあると答えた。私が秩父宮に拝謁した際に、タイの王族をどなたか御存知ですかどうかうと、ハロー校で遠くからサッカー姿のチュムポット親王(Prince Chumbhot, ナコンソワン親王の息子)を見たことがあるだけで、それ以外には知らぬとのお答えであった」

と報告した。この公信に対し、ナコンソワン親王は友好のために贈り物を贈ってもよいと判断し、9月12日に発送、11月1日に公使が秩父宮邸に届けた。秩父宮は夫妻だけで公使を迎えられた。公使は日本の皇族は回りに大勢の従者が控えているのが普通だが、秩父宮は例外だと報告した²⁰。

1928(昭和3)年10月5日付で暹羅協会の濱田豊城常務理事は矢田部公使に信書を出し、その中で暹羅に日本協会が設立する件についての消息調査、及び設立困難な場合の善後策についての意見を求めた。これに対して11月6日付で矢田部は次のように答えた。

¹⁸ NAT (2)Ko.To.4/14

¹⁹ 外務省記録

²⁰ NAT Ko.To.25/32

当地に於て日本協会設立の儀に付ては予て御希望の次第も有之小官に於ても心掛け居る所に候へ共着後各方面の事情等皆目不案内の爲め未だ特に手を付くるに至り居らず候処、ナコンソワン殿下に御目に掛り候節同殿下より日本協会設立の事、常に念頭にあれども何分平素多端にして手回り兼ね居れり云々の御言葉有之たる事、二回程に候事実同殿下は内務大臣御就任[1928年4月1日]以来政務頗る繁忙、加ふるに御承知の如く殆ど副王の地位にあり各般の儀式其の他一般社交等殆ど寧日寧夜無之様被察申候、当地に於て日本協会設立の氣運を作る爲めには今少しく一般貴族社会の日本に対する興味を喚起せしむること最も必要と被存候、御承知の通り当国貴族高官は殆ど全部欧米諸国に於て教育を受け諸般の制度多くは英国其の他欧米諸国の範を倣ひ居り、今日に於ては之を一般的に云はば乍遺憾未だ特に日本に親み或は日本に学ばんとする傾向あるを認め難く、自然日本協会設立の如きも此際暹羅側自発的の計画進捗を予期し難く、去り速(さり)とても当方より余り執拗に要望々間敷態度に出づるは結果如何かとも考へられ、其の辺可なりデリケートなる関係も有之様被存候、畢竟差当りの急務は如何にして暹羅人の日本に対する興味を喚起すべきかに有之、日本の資本家が進んで当国に投資し、経済的利益の結合の一、二の実例を示す事も頗る有効と存候、彼我有力者の往復交通を頻繁にすること、殊に当国皇族其の他有力官人の東遊を實行せしむる事も極めて有効なる可く被存候、ナコンソワン殿下の渡日は最も歓迎すべきことなるが同殿下目下の御地位より考察するに可なり困難なる可く被存候、同殿下に次では日本人に対しても可なり親しみを有せらるる皇叔ダムロン殿下(最高顧問府顧問)、余り多く日本を知られざるが爲めに寧ろ欧米偏重の傾向を有せらるるにあらずやとも推せらるる皇兄カンベンベッチイ[カムベンベッチ]殿下(商務大臣)、皇后陛下の御父君たる、スバスタ[Prince Svasti Sobhana, サワディソーボーン, 1865-1935]殿下の如き御出遊を誘導するを得なば如何かとも存居候、先年、ターニイ殿下が本邦教育施設視察の爲め渡日せられたるが如き、其の結果は極めて良好なるものあり様被存候²¹

第4節 ナコンソワン親王の遷延策?

この後2年半、暹羅に日本協会を設立する件は、全く進展することがなかったようである。この件に関し1928(昭和3)年8月以降、次に存在するタイ側資料は、1931(昭和6)年2月のものである。

1931(昭和6)年2月21日付でトライトット外相は、ナコンソワン親王に、

「貴殿下からお話しがあった、暹羅に日本協会を設立する件に関し、私が慎重に検討しました結果、もしこの協会が民間の資金と構想力で設立されるならば、たとえ貴殿下がパトロンにな

²¹ 公益財団法人日本タイ協会所蔵資料

られても、他国が何か文句を言うてくることはございません。重要なことは我々の政府若くは王族が、この協会設立の中心にならないことです²²

という文書を提出した。

ナコンサワン親王が、どうしてこの時点で日本協会設立問題を取り上げたのか、その理由は明確ではないが、矢田部公使の後述 1935(昭和 10)年 11 月の公信から推測するに、あるいは矢田部公使から要請されたからかも知れない。ナコンサワン親王は同年 2 月 27 日の最高顧問会議でも議題とした。即ち、同日の最高顧問会議議事録に次のように記されている。

この機会にナコンソワン親王は、自らが名誉総裁である日本の暹羅協会について国王に次のように奏上した。大変気分が重い、資金を提供せざるを得ないだけでなく、英仏などの諸国は我々が親日過ぎると見るかもしれない、日本が曾て暹羅にも同種協会を設立して欲しいと希望して来たが、もし設立する場合は、プレイヤー・ウィーストサーコンデイト[1900年代にプレイヤー・ナリソンという名で駐日公使]を頭にして、王族はもし必要なら唯のパトロンだけということにしたい、と。ダムロン親王は今後の参考資料にするため、トライトット外相に諸外国ではどうしているか調査させるべきだと奏上した。同外相は国王から調査を命じられた²³。

自前の金を払わされるのは困るとか、ファランが警戒するというナコンサワン親王の日本協会設立に消極的で逃げの姿勢は、1928(昭和 3)年 3 月時から全く変化していない。

3 月 4 日付で国王秘書長官は外相に上記王命を公式に伝達した。外相は既に 3 月 3 日に駐英仏独公使に調査を命じ、英仏公使は 5 月後半には回答して来た。しかし、それは国王に報告することなく半年放置された。12 月 12 日付で国王秘書長官が外相に報告を催促したところ、外相は駐独公使の回答が未だないとして、英仏公使からの回答のみを 12 月 15 日に提出した。国王秘書長官は、回答を要約して、12 月 31 日に国王に提出。国王は唯ナコンサワン親王に伝達せよと命じただけであった。1932(昭和 7)年 1 月 26 日付でドイツ公使も一年近く遅れた回答を提出し、3 月には国王に上げられたが、国王は前回同様ナコンサワン親王に伝達せよと命じたのみである²⁴。

間もなく、1932(昭和 7)年 6 月の立憲革命が生じ、プラチャーティボック王、ナコンサワン親王らの王族政治の時代には、遂に暹羅の日本協会は日の目を見なかった。

²² NAT Ko.To.56/18

²³ NAT Ro.7 Ro.Lo 17/33

²⁴ NAT Ro.7 Ro.Lo 17/33 及び NAT Ko.To.56/18

第 5 節 期待はずれの二親王

1928(昭和 3)年 1 月 18 日の近衛暹羅協会会長の林駐暹羅公使宛て依頼電報には、

「暹羅に於ける日本協会設立の件に付 更らに閣下[林公使]の御尽力を煩わし度同協会総裁にナコンソワン殿下 会長にロップリー殿下 理事長にアムラグット殿下を推戴することは当協会との連絡上最も好都合にして」

と記されていることから、日本の暹羅協会は大倉と親交のある、ロップリー親王及びアモラタット親王が、タイ側の日本協会設立の中心になることを期待していたことは明かであろう。しかし、上に引用したタイ側資料には、日本協会設立に関して両親王の影は全く見えない。日本協会の設立の議論は、設立に全く気が進まず、逃げてばかりいるナコンサワン親王の回りに留まっていた。そのため、日本協会設立は進行せず、日本側の暹羅協会だけの片肺飛行を強いられ、当初予定した成果を十分には達成できなかった。

ロップリー親王とアモラタット親王が日本協会設立に積極的に関与しなかったことは大倉男爵に取って最大の誤算であった可能性が高い。両親王は、どうして影が薄かったのだろうか。

まず、ロップリー親王についてみると、

ロップリー親王(1883.3.17-1932.4.8, Prince Yugala, プリンス・ユコン)は五世王の第 44 子で、チャオ・ファーのタイトルをもつ最高位の王族である。イギリスのハロー校、ケンブリッジ大学を通じて大倉男爵の学友である。1906 年帰国後、内務省畑を歩いた。六世王の最もお気に入りの大臣であったチャオ・プレイヤーヨマラート内務大臣が、七世王即位後の 1926 年 3 月 11 日に辞任したので、当時南タイ総督であったロップリー親王が後任の内務大臣に任じられた。しかし、同親王は、1928 年 3 月末で内務大臣を辞任し欧州に病氣療養に出かけた(『タイ官報』45 巻 6 頁, 1928 年 4 月 1 日号)。ロップリー親王の後任には、1928 年 4 月 1 日にナコンサワン親王が就任し、ナコンサワン親王が占めていた陸軍大臣の後任はボーウォラデート親王が任じられた(『タイ官報』45 巻 93 頁, 1928 年 4 月 8 日号)。ロップリー親王は、病氣治療から帰国後、1930 年に最高顧問官会議のメンバーに補充されたが、1932 年 4 月 8 日、立憲革命直前に 49 歳で死亡した。

日本の暹羅協会がロップリー親王に役割を期待した、丁度その時、親王は要職を辞し、欧州に病氣治療に出かけてしまったのである。しかし、病氣治療のための内務大臣辞職は、名目に過ぎず、同親王は酒浸りで仕事に欠陥が生じるため解任されたのが真相であるという。また、欧州から戻った親王が、最高顧問官に任じられたのは、プ

ラチャーティポック王がポストを与えないと一層酒に溺れることを危惧したためだという²⁵。

このようにロップリー親王は、高位の王族であるにも拘わらず、力がなく、仮に彼が日本協会設立の動きをしたとしても、ナコンサワン親王などの有力王族に阻まれたであろう。

もう一人のアモラタット親王(1886-1952)は、四世王の王子であり、五世王時代の有力王族であったナレート・ウォラリット(Nares Vorarith)親王の息子としてロンドンで生まれた。兄弟たちには、長らく駐仏公使を務めたチャルーンサク親王や陸軍大臣を務めたボーウォラデート親王など多士済々である。ハロー校に5年間学び、1906年に少尉任官、1914年1月に駐フランス公使館の初代陸軍武官。プラチャーティポック王とは即位以前から親しい間柄で、同王即位後国王秘書官に任じられた。妻のモーム・プローイ(1893-1982)もラムパイパンニー王妃(サワディソーポーン親王の第14子、1904-1984)付きの女官に任じられ、アモラタット親王夫妻はともにプラチャーティポック王夫妻と最も近い関係にあった。

アモラタット夫妻は3人の子供にも恵まれていたが、妻のモーム・プローイと、同じく既婚者で子供もあった外務次官ワン・ワイタヤコーン親王(1891-1976)との間で宮廷の恋が芽生えたために、アモラタットもワンも人生航路に大転換が生じた²⁶。アモラタットは離婚後、1929年3月に駐米公使に転出した。1926年に駐英公使に転出していたワン親王は、1930年11月に39歳で37歳のモーム・プローイと再婚を果たした。タイ外務省随一の有能さで知られたワン親王は、七世王の怒りに触れて、駐英公使を解任され、お情けでチュラーロンコーン大学教授のポストを与えられた。ワン親王の官界での栄達の道は、もし立憲革命がなければ、永久に鎖されたはずであるが、立憲革命時有力王族の地位に居なかったワン親王は人民党に敵視されず、却って彼の有能さを人民党は利用した。1933年6月のクーデターの後、パホン首相に首相顧問として迎えられたワン親王は、その後1970年近くまでタイ外交の実質上の決定者であったといえる。人間万事塞翁が馬の好例であろう。

濱田豊城暹羅協会常務理事は、1928(昭和3)年12月28日付の矢田部公使宛書簡で、

「アムラダット侍従武官は近々米国公使に御栄転の風評、右は同殿下の希望実現にして 祝

²⁵ M.C.Phunphitsamai Disakul, *Singthi Khaphachao Phophen*(in Thai) Matichon,2000,p.26.本書の著者は最高顧問官でもあったダムロン親王の娘であり、ロップリー親王のような人物を最高顧問官に任じたために、最高顧問官の権威が失墜し、立憲革命につながったと批判している。

²⁶ M.C.Phunphitsamai Disakul 前掲書は、若い七世王の宮廷における、側近たちの奔放でモラルに反する恋愛を批判している。モーム・プローイはブンナーク家出身である。ワン親王とプローイの大恋愛は今日でも公然と書くことは憚られるのか、ブンナーク一族の家系を詳述したウェブのHPでは、プローイはアモラタット親王が死亡した後にワンと再婚したと虚偽が記載されている。

賀申上ぐべき次第に候も 親しみ深き殿下を陛下の側近より失ふは我協会の為遺憾に不堪処に御座候」²⁷

と、アモラタットの転出を残念がっている。

なお、アモラタットは駐米公使ののち、駐仏公使に転じたが、1937(昭和12)年から東京で立教大学に学ぶ息子(ポンアモン、1916年生、モーム・プローイとの間の子)とともに生活した。ポンアモンは、1941(昭和16)年3月立教大学を卒業、東京の昭和通商²⁸に就職し、バンコク支店に派遣された²⁹。

第6節 タイに日暹協会創立

1935(昭和10)年11月18日付けで矢田部保吉公使は、広田弘毅外相に「暹羅国に於ける日暹協会創立に関する件」と題した公信を送付した。この公信に曰く、

先年来の懸案たりし当国に於ける日暹協会は今回愈創立の運と相成り11月4日付を以て警視庁に於て正式登録を了したり 其の会則(暹文)及其の邦訳並に役員名簿別紙の如し

抑も当国に於ける日暹協会の設立は数年前以来の懸案にして 当時我暹羅協会総裁秩父宮殿下より当国皇兄ナコンソワン殿下に対して名誉総裁たらんことを懇請せらるる と同時に暹羅側に於ても之れが姉妹協会の創立せらるるに至らんことの希望を表明せられ 之に対してナコンソワン殿下より名誉総裁を受諾せらるる と共に暹羅に於ける日本協会創立発起に付尽力すべきことを約せられたる経緯あるやう洩れ承り居る次第も有之 本使着任以来屢々本件に関して同殿下の斡旋を促し 昭和五年末帰朝の際には同殿下より秩父宮殿下に対し本件は政務多端に妨げられて遷延し居れる処遠からず先年の約束を果し度き考なる旨の御伝言を託せられたることもありしに拘わらず 本使が昭和六年秋帰任後にありても渉々しく(はかばかしく)進展せず 翌七年春頃に至りて会則案準備中なりとのことを殿下より承りたることありし後 間もなく革命勃発し 其の結果同殿下は爪哇(ジャバ)に亡命せられ 今以て同地に御滞在中なること御承知の通にして之れが為め本件は一時全く頓挫するの外なき事情に立至りたる次第なり

然るに其後 日暹親善関係の増進並に一般暹羅人間に於ける日本研究熱勃興等の時運に促され 昨年本邦に於て開催の第二回汎太平洋仏教青年会大会参列暹羅国首席代表ピヤ・スリッティカーン バンチョン氏(鉄道院参事、官営発電所長)及同代表ルアン・チャエ

²⁷ 公益財団法人日本タイ協会所蔵文書

²⁸ 明治41年6月、三井物産、大倉商事、高田商会により設立された泰平組合が前身。陸軍の兵器部門の取扱商社。後、高田商会が離脱し、昭和14年(1939)年に三菱商事が加入し、3者により、半官半民的な商社として、昭和通商が設立された。同社は軍の指導下であり、戦争遂行のために様々な活動をおこなった。(筆者注)。

²⁹ NAT Ko.To.43.24/33

ンサクティソクラーム氏(内務次官補)等の親日人物を中心として前記の経緯に全然関係なく日暹協会設立の計画を見るに至りたり³⁰...

ピヤ・スリッティカーン バンチョンは鉄道総裁代行時代に、タイ国鉄に日本製品を本格的に輸入した最初の人物である。ルアン・チャエンサクは立憲革命をおこし王族から権力を奪取した人民党の一員である。立憲革命後、王族とは無関係の人々によって、タイの日暹協会は創立されたのである。

終わりに

本章は、1927(昭和 2)年 12 月の日本の暹羅協会創立時から、同協会が求めていたタイの日本協会創立が、創立まで 8 年間を要したタイ側の理由を明らかにすることを課題とした。

その主要な理由は、大倉喜七郎男爵が 1927(昭和 2)年夏に訪暹した際に抱懐した腹づもりと、全く異なる展開がタイ側に生じたからであったとすることができる。大倉が役割を期待した、親友のロップリー親王やアモラタット親王は、それぞれの事情で貢献できなかった。当初においては、日本側は多分に名目的な地位以上には期待していなかった名誉総裁のナコンサワン親王が、タイ側の日本協会設立の受け皿となった。ナコンサワン親王は、日本協会の活動に大きな意義があるとは考えず、却って会費を徴収すれば会員になる者は極少であるとか、英仏等が警戒するとかの理由を挙げて、その設立に極めて消極的であった。そして、1932 年に至るまでリップサービスのみで遷延策を用いた。何度も訪日して日本で優待を受けた七世王も日本協会設立に自らイニシアティブを発揮することはなく、すべてをナコンサワン親王に一任した。

立憲革命前のタイエリート、特に欧州に留学した五世王の王子の世代は、日本に関心が薄く、またタイ上流層にも日本と関係(留学経験やビジネス等において)を有する人も少なかったのは事実であり、仮に日本協会が設立できたとしても、活発な活動は期待できなかったであろう。しかし、このような状況は、1932(昭和 7)年の立憲革命で大きく変化した。王族を政権から追放した人民党は日本への関心が高く、彼等をメンバーとしてタイに日暹協会が創立された。なお、タイの日暹協会の活動、メンバー等についての検討は別稿に譲りたい。

以上

³⁰ 外務省記録 I.1.10.0.1「各国に於ける協会及文化団体関係雑件」第一巻